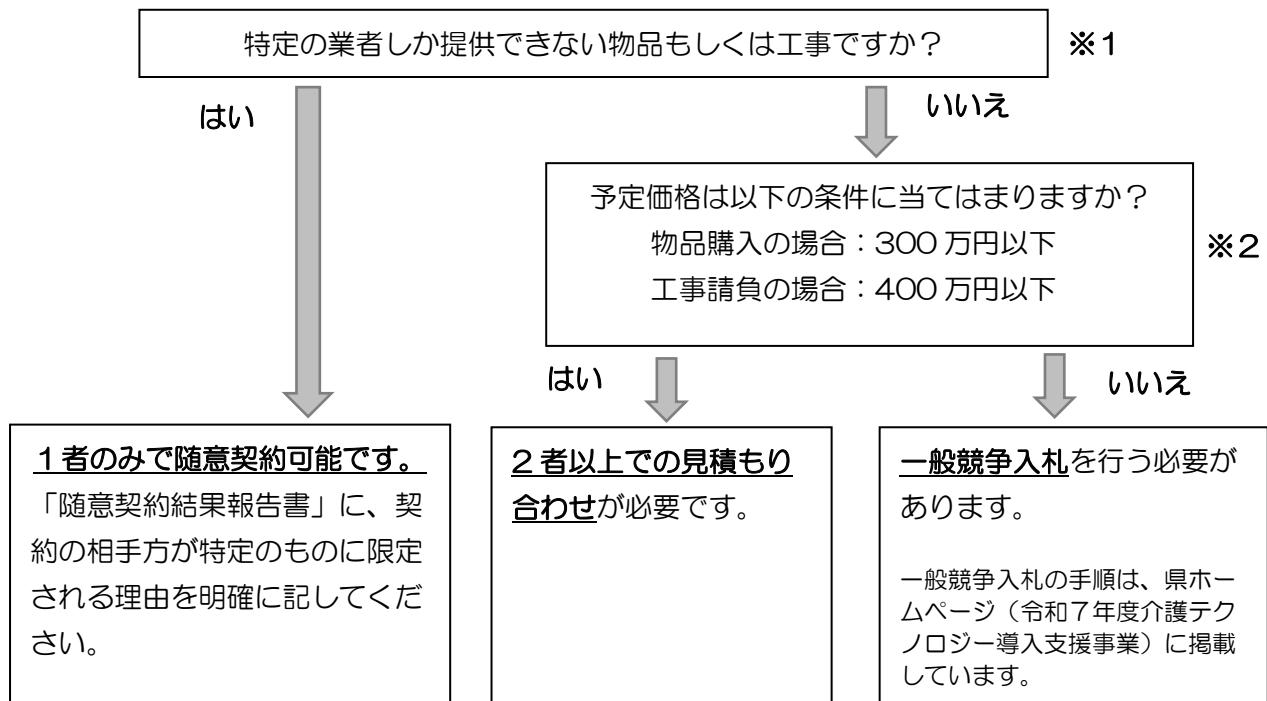


必ずお読みください！

## 物品購入・工事請負契約等の注意点

下記のフローチャートを参考に、必要な手順を確認してください。



### ※1 特定の業者しか提供できない例

- メーカーが販売代理店をもっておらず、直販でしか購入できない場合
- すでに導入しているソフトの更新など、既存システムを構築した業者しか対応できない場合

### 特定の業者しか提供できないと認められない例

- ×取引のある業者が1社しかない場合
  - 取引のない業者にも広く公告し、価格による競争を行う必要があります。
- ×価格交渉により値引きしてもらえる場合
  - 最も安い価格かはわからないため、他社と比較する必要があります。



### ※2 何種類かの物品を購入するとき、予定価格の条件は？

→契約ごとの金額で判断します。

- A事業所30台、B事業所20台のスマートフォンを同時に購入する場合：  
50台分の金額で判断します。
- ソフトをX社、インカムをY社から購入する場合：  
ソフトだけの金額、インカムだけの金額で判断します。



※ 適切でない方法で契約されたことが判明した場合、交付された補助金の返還を求める場合があります。